

消 防 救 第 262 号
厚生労働省発医政 0728 第1号
令 和 5 年 7 月 28 日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)
厚生労働省事務次官
(公 印 省 略)

「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について（依頼）

標記については、かねてより種々御尽力をいただいているところですが、本年度も「救急の日」を含む一週間を「救急医療週間」として、別添実施要綱に基づき、救急医療の普及、啓発活動を全国的に実施することとしましたので、格段のご協力をお願いします。

また、管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）及び救急医療関係諸機関に対して周知方よろしくお取り計らい願います。

令和5年度「救急の日」及び「救急医療週間」実施要綱

1 目的

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的として、「救急の日」及び「救急医療週間」を設けるものとする。

2 期間

「救急の日」の9月9日を含む一週間（令和5年9月3日(日)から9月9日(土)まで）を「救急医療週間」とする。（ただし、実施期間については、地域の実情に応じて変更できるものとする。）

3 主催

厚生労働省、消防庁、都道府県、市町村、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会及び全国消防長会

4 協賛

救急医療関係諸機関

5 実施方針

厚生労働省、消防庁、都道府県、市町村、公益社団法人日本医師会（都道府県医師会、郡市区医師会）、一般社団法人日本救急医学会及び全国消防長会、その他関係機関の緊密な協力により、「救急の日」及び「救急医療週間」の趣旨にふさわしい内容の行事を地域の実情に応じて実施するものとする。

(1) 実施の重点

- ア 救急法（救命・応急手当）の普及啓発（特に小児救急）
- イ 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介並びにそれらの適切な利用方法の普及啓発（特に救急車及び救急医療機関の適正利用）
- ウ 救急医療関係者及び救急隊員等の表彰及び研修

(2) 実施する行事等

- ア 救命・応急手当、救急事故の未然防止及び心肺蘇生法についてのパンフレット等の作成及び配布など
- イ 心肺蘇生法の実技講習
- ウ 講習会、研修会、健康教育等の啓発活動
- エ ポスターの掲示（標語、図画等の募集）
- オ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等による広報
- カ 一日病院長、一日救急隊長等の任命
- キ 救急医療功労者及び救急関係功労者等の表彰
- ク その他（救急救命士が行える救急救命処置の実演、救急関係機器及び資材の展示、救急アンケート調査など）